

議事要旨(5) 実務対応報告第18号の見直しについて

冒頭、小賀坂副委員長（専門委員長）より、実務対応報告第18号の見直しについて、検討概要の説明があり、また、村田専門研究員より、説明資料[審議事項(5)-1から(5)-2]に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の質問があった。

過去勤務費用の費用認識に関して、修正項目へ追加するほどの重要性がない理由として、実務対応報告第18号設定時に修正項目としていないことを挙げているが、設定時に修正項目としなかったのはどのような理由かお教えいただきたい。また、設定後にIAS第19号が改訂され、過去勤務費用を全額即時費用処理する取扱いとなったことから、設定時よりも日本基準との差異は拡大し重要性は増していると考えますが、今回の見直しにおいても修正項目としないことについての考え方をお伺いしたい

上記の委員の質問に対して、事務局からは、以下の回答があった。

18号設定時に修正項目とするか否かの考え方として、差異が生じているものを全体的に漏れなく修正を行うのではなく、必要最低限のものを修正項目とするという対応をとっている。今回の見直しにおいても、差異が拡大し重要性は増しているものの、修正項目として追加するまでには至らないという事務局の判断である。

- ある委員より、次の意見及び質問があった。

当面の取扱いにおける脚注1の適用範囲を「明らかに合理的でないと認められる場合」と明確化した点について賛同する。

脚注1の変更内容に関して、次の点を確認したい。本文では「修正を行う必要がある」との言い方であるのに対し、脚注1では「修正を行う場合で」となっている。これは「明らかに合理的でないと認められる」という事実や重要性が変わらない場合には、修正を行うか否かの判断が変わるというケースを意図しているのかお教えいただきたい。

上記の委員の質問に対して、事務局からは、具体的に思い当たるものはないとの回答があった。

- ある委員より、次の質問及び意見があった。

設定時に当面の取扱いとした経緯として、近い将来コンバージェンスが進むとの考え方があったと推察されるが、今後も当面の取扱いのままで良いのかという点をお伺いしたい。

日本基準と考え方が乖離するもので重要性がある場合には修正を行うこととしてい

るが、会社によって業種や特性が異なり、何が重要かも異なる。会社によって、列挙された修正項目以外にも、より重要な差異を生じさせる可能性のある項目もあり、列挙された項目のみでなく、業種や特性に応じて重要性の判断を行って、修正するか否かを決定するのが本来のあり方ではないかと考えている。

上記の委員の質問及び意見に対して、事務局からは、以下の回答があった。
当面の取扱いとした経緯としては、設定時にコンバージェンスの議論があった中でこのような言い方となっている。修正項目の多くは概念フレームワークに関連する論点として現在も継続して議論されていることもあるため、引き続き当面の取扱いとすることで考えている。

在外子会社の会計処理について、日本基準に統一するのがあるべき姿ではあるものの、在外子会社に日本基準への修正を求めることは実務上困難であることから、IFRSや米国会計基準で作成された財務諸表の使用を認めているところである。また、専門委員会において、明らかに合理的でないと認められる場合以外の修正の可否について、作成者・監査人ともに修正を行うか否かの判断を要するという実務的観点から、現行の記載に否定的な意見が多く聞かれ、現在の文案とした経緯である。

- ある委員より、次の質問があった。

取扱い（案）の適用時期は平成 26 年 4 月 1 日以後となっているが、現在検討を行っている企業結合（ステップ 2）による改正企業結合会計基準の適用時期は平成 27 年 4 月 1 日以後であり、当取扱いによる適用時期が 1 年早く、少数株主損益の会計処理を削除することには違和感がある。少数株主損益の会計処理を修正項目から削除することに問題がないかご検討いただきたい。

IFRS9 号に関して遡及適用が必要となると、既に売却済みのものについても過去に減損が必要であったか否かの判断が必要となるケースが想定され、実務上の問題が懸念される。経過措置の取扱いの要否についてご検討いただきたい。

上記の委員の質問に対して、事務局からは、以下の回答があった。
日本基準と考え方が乖離する項目を列挙して修正するという考え方であることから、企業結合（ステップ 2）による改正企業結合会計基準が最終基準化された後は、考え方の乖離はなくなり少数株主損益の会計処理を修正項目から削除することに問題はないと考えている。

IFRS9 号に関しては、実務上の問題が生じる可能性は否定できないが、ヨーロッパで IFRS9 号が適用されていないことから限定的された国・地域での適用であり、また、専門委員会でも実務上の配慮は必要である旨の意見は聞かれていないことから、経過措置を定める必要はないと考えている。

- ある委員より、次の質問があった。

在外子会社において OCI オプションを適用した資本性金融商品についてリサイクリン

グを要求した場合には、18 号対応のために減損の検討が必要となるということをお教えいただきたい。

上記の委員の質問に対して、事務局からは減損の検討が必要になるとの回答があった。

以上